［注　略］

線路主任技術者資格者証に係るもの																							
学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学（土木工学を含む。）に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）																							
電気通信設備に卒業後二年（土木工学に関する学科を修めて卒業した者は四年）以上																							
	線路設備に卒業後八年（土木工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）は六年）以上																						
		電気通信設備に卒業後四年以上																					
			線路設備に卒業後十年以上																				
				線路設備に卒業後十六年以上																			
					学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者																		
						電気通信設備に卒業後四年以上																	
							線路設備に卒業後十年以上																
								線路設備に卒業後十六年以上															
									学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者														
										電気通信設備に卒業後四年以上													
											線路設備に卒業後十年以上												
												線路設備に卒業後十六年以上											
													学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者										
														電気通信設備に卒業後四年以上									
															線路設備に卒業後十年以上								
																線路設備に卒業後十六年以上							
																	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者						
																		電気通信設備に卒業後四年以上					
																			線路設備に卒業後十年以上				
																				線路設備に卒業後十六年以上			
																					学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者		
																						電気通信設備に卒業後四年以上	
																							線路設備に卒業後十年以上
																							線路設備に卒業後十六年以上

［注　同上］

線路主任技術者資格者証に係るもの																							
学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校、旧専門学校令による専門学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設において電気通信工学（土木工学を含む。）に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）																							
電気通信設備に卒業後二年（土木工学に関する学科を修めて卒業した者は四年）以上																							
	線路設備に卒業後八年（土木工学に関する学科を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）は六年）以上																						
		電気通信設備に卒業後四年以上																					
			線路設備に卒業後十年以上																				
				線路設備に卒業後十六年以上																			
					学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者																		
						電気通信設備に卒業後四年以上																	
							線路設備に卒業後十年以上																
								線路設備に卒業後十六年以上															
									学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者														
										電気通信設備に卒業後四年以上													
											線路設備に卒業後十年以上												
												線路設備に卒業後十六年以上											
													学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者										
														電気通信設備に卒業後四年以上									
															線路設備に卒業後十年以上								
																線路設備に卒業後十六年以上							
																	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者						
																		電気通信設備に卒業後四年以上					
																			線路設備に卒業後十年以上				
																				線路設備に卒業後十六年以上			
																					学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれらと同等以上と認められる教育施設を卒業した者		
																						電気通信設備に卒業後四年以上	
																							線路設備に卒業後十年以上
																							線路設備に卒業後十六年以上